

書籍訂正情報

2024年版 出る順社労士 必修過去問題集

②社会保険編

(2024/07/03 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2024年版 出る順社労士 必修過去問題集②社会保険編」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

-
- ・ 2024/01/16 更新分… p.1
 - ・ 2024/02/13 更新分… p.2
 - ・ 2024/04/24 更新分… p.3～7
 - ・ 2024/07/03 更新分… p.8
-

【2024/01/16 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P26 問7 問題2 3行目 ※4/24(水)更新 改正により訂正内容を削除 (【2024/04/24更新分】 参照)	…当分の間、特例が設けられている。令和4年の租税特別措置法の規定による…	…当分の間、特例が設けられている。令和5年の租税特別措置法の規定による…
訂正	P333 問12 E肢 解説 6行目	…保険料免除期間が原則として25年以上ある者が、…	…保険料免除期間が原則として10年以上ある者が、…
訂正	P488 問80 B肢 解説 3行目	…、支給繰下げによる減額率も準用される(法附則9条の2第6項)。	…、支給繰上げによる減額率も準用される(法附則9条の2第6項)。
訂正	P565 問9 問題3 解説 4行目 ※4/24(水)更新 改正により訂正内容を削除 (【2024/04/24更新分】 参照)	…。令和4年度では、総報酬月額相当額が41万円、…	…。令和5年度では、総報酬月額相当額が41万円、…
訂正	P737 問76 C肢 2行目	…特定労働者の総数が常時500人を超えるものの各適用事業所のことを特定適用事業所というが、…	…特定労働者の総数が常時100人を超えるものの各適用事業所のことを特定適用事業所というが、…

【2024/02/23 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P660 問 41 B肢 解説 3行目 ※4/24 (水) 更新 改正により訂正内容を削除 (【2024/04/24 更新分】 参照)	…, {基本月額(150,000円) + 総報酬月額相当額(360,000円) = 支給停止調整額(480,000円)} × 2分の1 = 20,000円となる(法46条ほか)。	…, {基本月額(150,000円) + 総報酬月額相当額(360,000円) = 支給停止調整額(480,000円)} × 2分の1 = 15,000円となる(法46条ほか)。

【2024/04/24 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P26 問7 問題2 3行目・4行目・5行目	…。令和4年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.4%とされたため、令和5年における延滞税特例基準割合は年1.4%となった。このため、令和5年における延滞金の割合の特例は、…	…。令和6年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.4%とされたため、令和6年における延滞税特例基準割合は年1.4%となった。このため、令和6年における延滞金の割合の特例は、…
改正	P562 問9 問題3 2行目	3 令和4年4月から、65歳未満の在職老齢年金制度が見直されている。令和5年度では、…	3 令和4年4月から、65歳未満の在職老齢年金制度が見直されている。令和6年度では、…
改正	P563 問9 選択肢 ⑨	⑨ <u>月額1万5千円</u>	⑨ <u>月額5千円</u>
改正	P564 問9 【解答】 空欄D 解答	D ⑨ <u>月額1万5千円</u>	D ⑨ <u>月額5千円</u>
改正	P565 上から4行目・5行目	…。令和4年度では、総報酬月額相当額が41万円、老齢厚生年金の基本月額が10万円の場合、支給停止額は <u>月額1万5千円</u> となる。	…。令和6年度では、総報酬月額相当額が41万円、老齢厚生年金の基本月額が10万円の場合、支給停止額は <u>月額5千円</u> となる。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P625 問 25 ウ肢 1 行目	ウ 令和5年8月において、総報酬月額相当額が220,000円の64歳の被保険者が、…	ウ 令和6年8月において、総報酬月額相当額が220,000円の64歳の被保険者が、…
改正	P626 問 25 ウ肢 解説 2 行目・3 行目	…、総報酬月額相当額220,000 円と基本月額120,000 円との合算額340,000 円が支給停止調整額 <u>480,000 円</u> (令和 5 年度価額) を超えないため、…	…、総報酬月額相当額220,000 円と基本月額120,000 円との合算額340,000 円が支給停止調整額 <u>500,000 円</u> (令和 6 年度価額) を超えないため、…
改正	P659 問 41 A肢 1 行目	A 特別支給の老齢厚生年金(基本月額 <u>200,000 円</u>)を受給する被保険者について、…	A 特別支給の老齢厚生年金(基本月額 <u>220,000 円</u>)を受給する被保険者について、…
改正	P659 問 41 B肢 1 行目	B 70 歳以上の老齢厚生年金(基本月額 <u>150,000 円</u>)の受給権者が民間の適用事業所に使用され、…	B 70 歳以上の老齢厚生年金(基本月額 <u>170,000 円</u>)の受給権者が民間の適用事業所に使用され、…

	訂正箇所	訂正後
改正	P660 問 41 A肢 解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

A 誤 本肢の場合, 当該年金の支給停止月額(令和 6 年度価額)は, {基本月額(220,000 円) + 総報酬月額相当額(240,000 円 + 600,000 円 ÷ 12) - 支給停止調整額(50 万円)} × 2 分の 1 = 5,000 円となり, 支給停止後の年金月額は, 基本月額(220,000 円) - 支給停止月額(5,000 円) = 215,000 円 (加給年金額を除く)となる(法附則 11 条ほか)。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P660 問 41 B肢 解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

B 誤 本肢の年金が支給停止される月額(令和 6 年度価額)は, {基本月額(170,000 円) + 総報酬月額相当額(360,000 円) - 支給停止調整額(500,000 円)} × 2 分の 1 = 15,000 円 となる(法 46 条ほか)。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P703 問 60 D肢	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

- D 令和 6 年 4 月において、総報酬月額相当額が 480,000 円の 66 歳の被保険者（第 1 号厚生年金被保険者期間のみを有し、前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者とする。）が、基本月額が 100,000 円の老齢厚生年金を受給することができる場合、在職老齢年金の仕組みにより月額 40,000 円の老齢厚生年金が支給停止される。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P704 問 60 D肢 解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

- D 正 本肢のとおりである（法 46 条）。本肢（65 歳以後の在職老齢年金）の場合、
 $\{ \text{総報酬月額相当額}(480,000 \text{ 円}) + \text{基本月額}(100,000 \text{ 円}) - \text{支給停止調整額}(\text{令和 } 6 \text{ 年度価額 } 500,000 \text{ 円}) \} \times 2 \text{ 分の } 1 = 40,000 \text{ 円}$ が、老齢厚生年金の支給停止月額となる。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P741 問 78 エ肢 6行目・7行目	…との合計額が <u>48万円</u> を超えるときは、その月の分の当該特別支給の老齢厚生年金について、当該合計額から <u>48万円</u> を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。	…との合計額が <u>50万円</u> を超えるときは、その月の分の当該特別支給の老齢厚生年金について、当該合計額から <u>50万円</u> を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。
訂正	P929 問 46 D肢 解説 2行目	…、1989(令和元)年度においては「年金」が49.5%、「医療」が39.4%を占めていたが、…	…、1989(平成元)年度においては「年金」が49.5%、「医療」が39.4%を占めていたが、…

【2024/07/03 更新分】

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P613 問 20 ウ肢	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

ウ 国民年金の第1号被保険者期間のみを有していた者が、離婚時みなし被保険者期間を有するに至ったことにより老齢厚生年金の受給権を取得した後に死亡した場合には、死亡した者によって生計を維持していた一定の遺族に遺族厚生年金が支給される。なお、当該老齢厚生年金の受給権を取得した際には、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上であった場合とする。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P614 問 20 ウ肢	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

ウ 正（法58条1項、法78条の11）本肢のとおりである。遺族厚生年金の支給要件がいわゆる長期要件に該当する場合には、離婚時みなし被保険者期間を有する者を含むこととされており、本肢の者のように離婚時みなし被保険者期間以外に厚生年金保険の被保険者期間がない者であっても、長期要件に該当する場合には、死亡した者によって生計を維持していた一定の遺族に遺族厚生年金が支給される。本肢の場合、離婚時みなし被保険者期間を有しており、かつ、老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上であった者）が死亡していることから、長期要件に該当する。なお、本肢の場合、保険料納付要件は問われない。

以上